

消防予第442号
平成22年9月30日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

PFOS含有泡消火薬剤を使用する泡消火設備の点検基準の改正
及び点検上の留意事項等について(通知)

標記について、去る9月3日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」(平成22年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号。以下「化審法省令」という。)が公布され、本年10月1日から施行されることとなりました。

これを踏まえ、本日、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号。以下「点検基準」という。)の一部を改正するとともに、点検時の留意事項等について下記のとおり運用の指針等を取りまとめました。

貴職におかれましては、防火対象物の関係者及び点検事業者等に対し、下記事項について周知を図られるとともに、各種届出の受付や立入検査等の機会をとらえ、適切に指導されるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 PFOS含有泡消火薬剤を用いる泡消火設備に関する事項

PFOS(ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)をいい、その塩を含む。)含有泡消火薬剤を用いる泡消火設備の点検基準の改正の内容及び点検上の留意事項は、次のとおりであること。

- (1) 化審法省令の施行に伴い、点検時にP F O S含有泡消火薬剤が環境へ放出されないよう、点検事業者等に対してその回収等が義務付けられることを踏まえ、点検基準の一部を改正し、別表第5中、2(1)ア(ウ)a及び2(1)イ(ウ)aに「ただし、ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であって、消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。」を加えたこと(別添1及び別添2参照)。
- (2) 上記(1)の点検基準の改正を踏まえ、「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月12日付け消防予第172号)の「第5 泡消火設備」を本通知の別添3「第5 泡消火設備」に改めること。
- (3) 上記(1)及び(2)により、泡放射によらない点検を実施した場合は、点検票の備考欄に「P F O S又はその塩を含有する泡消火薬剤を使用している」旨及び「当該泡消火薬剤の型式番号」等を記載するとともに、消火薬剤の機能を維持するための措置を講じていることが確認できる資料を添付すること。
- (4) P F O S含有泡消火薬剤については、その製造及び輸入等が既に禁止されていることから、現在残っている在庫がなくなった場合、点検や火災等により放出した後、同じ型式の泡消火薬剤の補充ができない可能性があるが、P F O S含有泡消火薬剤に異なる型式の泡消火薬剤を補充する場合の取扱いについては、「P F O Sを含有する泡消火薬剤の混合使用について」(平成22年9月15日付け消防予第416号)によらねたいこと。なお、住友スリーエム株式会社製のライトウォーターTM水成膜泡消火薬剤については、「泡消火設備における泡消火薬剤の混合使用について」(平成13年11月16日付け消防予第398号)によらねたいこと。
- (5) 点検によりP F O S含有泡消火薬剤を放出した場合は、化審法省令第8条の規定に従い、放出した泡消火薬剤を回収するとともに、回収した泡消火薬剤又は泡消火薬剤をふき取った布等を、密閉できる容器に入れて保管する必要があること。
(放出することとなる点検項目例：泡放射による点検、加圧送水装置・流水検知装置及び圧力検知装置・一斉開放弁に係る点検、移動式の泡消火設備の点検等)

2 P F O S含有消火器用消火薬剤を用いる消火器に関する事項

P F O S含有消火器用消火薬剤を用いる消火器の点検について、点検基準別表第1中、1(4)ソに規定する放射能力に関する点検を実施する場合、化審法省令第8条の規定に従い、放出した消火薬剤を回収するとともに、回収した消火薬剤又は消火薬剤をふき取った布等を、密閉できる容器に入れて保管する必要があること。

3 関係団体の取組みに関する事項

(社)日本消火装置工業会及び(社)日本消火器工業会では、今回のP F O S含有泡消火薬剤等の規制を受け、別添4及び別添5のとおり対応を行うこととしていること。

4 その他

P F O S 含有泡消火薬剤等がストックホルム条約に追加された趣旨にかんがみ、その環境放出を抑制する観点から、P F O S を含有しない泡消火薬剤又は消火器用消火薬剤への切替えを進めることが望ましいこと。

【連絡先】
総務省消防庁予防課
塩谷・長松
電話 03-5253-7523
FAX 03-5253-7533

消防庁告示第十六号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第二号の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月三十日

消防庁長官 久保 信保

別表第五 2 (1)ア(ウ) a 及び同 (1)イ(ウ) a に次のただし書を加える。

ただし、ペルフルオロ（オクタン - 1 - スルホン酸）又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であつて、消火薬剤の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。

附 則

この告示は、平成二十二年十月一日から施行する。